**物流委託契約書**

株式会社●●●●（以下、「甲」という）と株式会社■■■■（以下、「乙」という）は、甲の委託する荷物の物流業務に関し、以下の通り契約する。

第1条（目的）

甲は乙に、甲の指定する内容の物流業務（以下、「本件業務」という）を委託し、所定の委託料をその対価として乙に支払うことを約し、乙はこれを有償で引き受ける。

第2条（業務の範囲）

甲が乙に委託する本件業務は、次の通りとする。

1．甲の指定する商品を○○から、甲指定の場所への運送し納品する業務

2．甲が製造した製品を、乙の倉庫内で保管し、注文に応じて梱包、出荷および、配送する業務

第3条（費用）

甲の本件業務にかかる業務委託料（以下、「本件委託料」という）は、甲乙が協議し、別紙料金表により定めるものとする。

第4条（支払方法および期限）

乙は、1カ月あたりの本件委託料（毎月末日締め）を翌月15日までに消費税を加算して請求するものとし、甲は本件委託料をその月の末日限り乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

※業務を行った日から60日以内の期日を設定してください

第5条 （契約期間）

本契約の有効期間は､令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。但し、期間満了の30日前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は従前と同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条（善管注意義務）

乙は本件業務の実施にあたって、善良なる管理者の注意義務を持って業務を遂行するものとする。

第7条（委託者の協力）

甲は乙が本件業務を円滑に遂行するために荷主方針、委託物品内容の提示、本業務を遂行するにあたって必要な荷主の記録およびその開示時期ならびに取得方法の提示、物流改善に関わる改善推進など、必要な協力を行わなければならない。

第8条（事故対応）

甲の責めに帰さない事由によって発生した本件業務上の事故については、乙が自己の責任を持って処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。この場合、乙は警察および甲、その他必要な機関に直ちに連絡しなければならない。

第9条（損害賠償）

本件業務遂行中に、乙の故意または過失により商品に汚損、毀損および紛失などの損害を甲に与えた場合は、乙は、商品の原価を限度とし、その損害を賠償する。（但し損害賠償の範囲は直接損害に限る。）

第10条（損害保険）

損害保険の費用は甲の負担とする。なお、荷主の要求にて附した損害保険の費用は申込みを受けた甲または乙にて負担するものとする。

第11条（中途解約）

甲および乙は本契約期間中であっても、正当な理由のある場合は相手方への文書による30日前の予告により、本契約を解約することができる。

2　甲からの解約が、解約の申し出から3カ月未満の場合になされる場合、甲は乙に対し過去3カ月平均売上の代金を基準とし3カ月を満たす期間の分の料金を支払うこととする。

第12条（契約の解除）

当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、履行を催告した後〇日が経過してもなお履行しない場合は、他方当事者は、本契約を解除することができる。

2　甲または乙は、相手方に以下の記載に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

（1）本契約に基づく債務を履行せず、または本契約の定めの1つにでも違反したとき

（2）支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

（3）合併によらず解散したとき

（4）差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て、または租税等の滞納処分を受けたとき

（5）手形交換所の取引停止処分を受けたとき

（6）その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第13条（再委託）

乙は本件業務を遂行するため、委託業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、あらかじめ甲に申し出て、甲の書面による承認を得なければならない。

第14条(秘密保持)

甲および乙は、本契約業務によって知り得た相手方の情報を、相手方の書面による同意なく第三者に譲渡してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。

1． 相手方から開示される以前に既知となっていたもの

2． 相手方から開示される以前に公知となっているもの

3． 手方からの開示を受けた後に、自らの責に帰さない事由によって公知となったもの

2　本条の規定は、本契約終了後◯年間存続する。

第15条（協議）

本顧問契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し円満に解決を図るものとする。

第16条（合意管轄）

本契約に関する一切の争訟は○○裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約が成立した証として、本書を2通または本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名または電子署名のうえ、各自保管する。

令和○年○月○日

（甲）───────────

住所─────────

名称─────────

代表者代表取締役　　　　印

（乙）───────────

住所─────────

名称─────────

代表者代表取締役　　　　印